

## お客さまへ

以下の重要なご注意をご参照ください。

### 1. 預金口座の売買は犯罪です

- 預金口座の売買（預金通帳・キャッシュカードの譲渡等）は日本の法律により禁止され、売る側も買う側も罰せられることとなります。
- 在留期間の満了等により、本国へ帰国される場合には、当行の解約手続きを取っていただく等、口座の不正利用防止にご協力ください。



### 2. 金融サービスに関する犯罪について

預金口座の売買に加え、以下の行為は犯罪行為です。法令による処罰や、国外退去処分・入国禁止などの対象となる場合がありますので、十分にご注意ください。

#### ■ 地下銀行やヤミ金融

免許を持たずに銀行業を行うことや登録を受けずに資金移動業を行うこと（地下銀行）、登録を受けずに貸金業を行うこと（ヤミ金融）は犯罪です。

#### ■ マネー・ローンダリングへの関与

マネー・ローンダリング（犯罪による収益を隠して預金したり送金したりすること）は犯罪です。

#### ■ 偽造クレジットカードや偽造キャッシュカードの使用

### 3. マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

日本および国際社会がともに取り組まなくてはならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年益々高まっております。当行は、関係省庁と連携しながら、複雑化・高度化するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の手口に対応し、有効に防止することができるように対策を進めております。

こうした中、金融庁は、2018年2月に、金融機関等における実効的なマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定、公表しました。

これに基づき、当行はお客さまとのお取引の内容、状況に応じて、追加でのご確認など、次のような対応をさせていただく場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

【お客さまへのお願い事項】

- 追加のご確認等のため、通常よりお手続きのお時間をいただく場合があります。
- お客さまとのお取引内容、状況等に応じて、過去にご確認させていただいた、お客さまの氏名・住所・生年月日や、お取引の目的等を、郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。また、その際に、各種書面等をお願いする場合があります。
- 各種質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、やむを得ず新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。また、既にお取引いただいているお客さまにおかれましては、やむを得ずお取引を制限等させていただきます場合があります。